

令和5年度 第10回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和5年度第10回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年1月9日（火） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第6 議案第4号 農地台帳登載申請について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第9 議案第7号 非農地判断について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（18名）

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 2 窪田 齊 | 3 森川 雅之 | 4 石川 光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田 忠志 | 8 篠永 賢二 | 9 星川 俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏 | 12 眞鍋 晴豊 | 13 鈴木 博美 |
| 14 高橋 藤信 | 15 鈴木 和治 | 16 村上 佳清 | 17 寺尾 悟志 |
| 18 則友 祝幸 | 19 石川 武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員（25名）

- | | | | |
|--------|--------|---------|---------|
| 1 脇 純樹 | 2 石川 茂 | 3 山下 宏二 | 4 星川 久和 |
|--------|--------|---------|---------|

5 高橋 忠明 6 佐藤 保之 7 宇高 勉 8 鎌倉 静夫
9 竹本 正行 10 喜井 仁志 11 村上 紘一 12 石川 繁
13 紀井 正明 14 受川 清男 15 三好 昇 16 合田 篤夫
17 鈴木 一郎 18 伊藤 浩一 19 萩尾 博 20 高橋 秀典
21 越智 寧 22 近藤 良啓 23 河村 嘉男 24 竹内 正篤
25 鈴木 敏也

欠席委員（1名）

1 大西 嘉一郎

出席した職員

事務局長 森 實 大 次 長 三宅 栄一 係 長 武村 美保
主 任 金子 愛弓

第10回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和6年1月9日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第10回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

3番 森川 委員、4番 石川 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主任

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年11月21日解約。

番号2の案件については、令和5年11月20日解約。

以上、2件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、親から子へ贈与による所有権移転です。高齢になった父親の農地を継承するもので、許可後は、引き続き水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月18日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月18日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は果樹と野菜の栽培を予定しています。

番号4と5の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。番号4と5については小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。申請地は、受人の耕

作地の近隣で、耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月18日に、申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

農業経験については、家族の方が経験者であり、農地が自宅に近いことや、農機具については、耕運機等も所有していることから問題はありません。作物については、柑橘や野菜栽培を考えられています。一部、近所の方が借りて耕作しているところがありますが、売買までに権利関係を整理するよう伝えておりますので、許可することは問題ないと思います。

議 長 3番

委 員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、12月18日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅に近接しており、農業の知識については、以前から自家消費用の野菜は作っていたとのことで、今後、申請地でも自家消費用の果樹や野菜の作付けを予定しています。農機具については、鍬で十分賄える範囲です。農業への意欲も感じましたので、許可することは問題ないと思います。

議 長 4番、5番

委 員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

採決に入る前に、番号4と5については寺尾委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、寺尾委員の退席を求めます。

(寺尾 委員 退席)

議 長 議案第1号中、番号4と5、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、番号4と5は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 寺尾委員の入室を許可いたします。

(寺尾 委員 入室・着席)

議 長 寺尾委員に報告します。寺尾委員関連案件の番号4と5については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議 長 それでは、引き続き採決を行います。

議 長 議案第1号中、番号4と5以外の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は7件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、認定こども園を運営する学校法人ですが、昭和62年に建てられた園舎の老朽化が著しく、また、河川に隣接しており、土砂災害警戒区域に指定されているため、園児の安全を考え、申請地に園舎を建て替えるものです。本件は3,000㎡を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市・都市計画課において審査されております。申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は医薬品販売業を営む法人ですが、予てより同地域内において、調剤薬局が不足していたため、利便性の良い申請地を譲り受けての調剤薬局建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は、現在家族と借家住まいですが、手狭になったため、子育てや将来的な親の介護を見据え、実家に近い申請地を父から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は個人で建築及び土木業を営んでおり、現在、業績好調により資材や機械、工事車両置場が手狭になったため、利便性の良い申請地を譲り受けての倉庫及び資材料置場建設で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを

得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は印刷業を営む法人ですが、近年の業績好調による事業拡大と商品の需要増加のため、関連施設に隣接する申請地を譲り受けての工場建設で、本件は3,000 m²を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市・都市計画課において審査されております。申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は不動産業を営んでいますが、閑静な住宅地に接続し、利便性の良い同地域の住宅需要が多いことから、申請地を譲り受け、分譲宅地を造成するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は県外在住ですが、来年、定年退職を控えており、余生を快適に過ごすため、見晴らしがよく、住環境も良い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は小集団の農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議長 4番
委員 異議ありません。
議長 5番
委員 異議ありません。
議長 6番
委員 異議ありません。
議長 7番
委員 異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 「特になし。」との声
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議長 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。
議長 日程第5、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。 武村 係長
武村 それでは、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。
番号1の案件については、10年間の使用貸借です。
番号2の案件については、5年間の貸貸借です。
番号3の案件については、5年間の貸貸借です。
番号4の案件については、5年間の貸貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、9年11か月の使用貸借です。

番号7から13の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 3番、4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番から13番の再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号11については、宇高委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、宇高委員の退席を求めます。

(宇高 委員 退席)

議長 議案第3号中、番号11、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委

員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、番号11は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 宇高委員の入室を許可いたします。

(宇高 委員 入室・着席)

議長 宇高委員に報告します。宇高委員関連案件の番号11、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」については「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第3号中、番号11以外について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、12月18日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 12月18日、現地確認をいたしました。

申請地は以前、申請人の住宅が建築されていましたが、解体後に農地として復元し、現在は、柑橘類の果樹を栽培しています。さらに野菜等も植える予定ということで、十分管理されてきました。

今後も耕作を続けることが確認できましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望する農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件を満たすこととなります。適格性を有するかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に農地の納税猶予を認めるかどうかにつきま

しては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、12月21日に申請者、地元農業委員、推進委員とともに現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、父親から農地を相続しましたが、以前から父親とともに農業に従事しており、納税猶予の適用を受けるための適格性については問題ないと思います。また12月21日、現地確認を申請者とおこないました。しっかり農地の管理がされており、水稻、野菜やみかんの栽培を確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、原案のとおり「適格者として証明」することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、12月8日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また12月8日、現地確認を申請者とおこないました。水稻や里芋を栽培されており、しっかりと農地を管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

採決に入る前に、本件については池田委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、池田委員の退席を求めます。

（池田 委員 退席）

議長 議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 池田委員の入室を許可いたします。

(池田 委員 入室・着席)

議長 池田委員に報告します。池田委員関連の本件については、原案のとおり証明することに決しましたので、報告いたします。

議長 日程第9、議案第7号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第7号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件については、申請人より、現況が山林化しているとの申出があり、地元農業委員と現地確認を行いました。

今回、「非農地」と判断された申出地については、所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の適用対象外となります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 12月8日に現地確認をおこないました。申出地は山林化しており、農地に復元することが著しく困難であるため「非農地」と判断することに問題はありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 先日、山林化しつつある農地があり、その北側の農地の所有者から、陰になって作物ができない、という相談がありました。南側の農地の所有者に話を

聞くと、息子が定年退職後に農業をするため伐採する予定であったが、伐採・抜根に多大な費用がかかるということで困っている、とのことでした。

「非農地」になった場合の土地の管理はどのようになるのですか。

三宅 現況が「山林」、登記地目も「山林」となった場合等、非農地判断された農地は、農地法の適用から外れ、農業委員会で指導することはできなくなります。宅地や雑種地であれば、生活環境課から指導するのですが、地目が「山林」のものはどうすることもできないのが現状です。

委員 今月中に再度、所有者にどうするのか確認しようと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員あります。

議長 よって、議案第7号は、承認することに決しました。

議長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」は、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地と一体利用する予定です。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

番号2の案件については、議案第2号「農地法第5条第1項の許可申請」番

号5に関連し、工場の建設に伴い、「道・水路」の用途を廃止し、払い下げを受け一体利用するもので、代替道及び代替水路を寄附する予定です。また、道については進入路が狭いため、一部を拡幅予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号3の案件について、当該「水路」は、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地と一体利用する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 12月30日に現地確認をおこないました。当該「道」は申請者の農地の間に所在していますが、国調の際に「農道」となっており、今後も一体的に「田」として利用するため、今回の申請になったようです。隣接所有者及び地元水利組合の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 2番

委 員 12月30日に現地確認をおこないました。申請地は、転用により工場の一部になることから、現在の「道」及び「水路」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。また、地元土地改良区の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 3番

委 員 1月4日に現地を確認しました。「水路」は申請者の所有地の間にあり、水路として使用されていない状況でした。また、地元土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1の案件について、申出地は再生利用が困難であり、農地台帳に登録されていないため、今回、農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 1月5日に現地確認をおこないました。申出地は再生利用が困難であり、また農地台帳にも登録されていないことから、変更しても支障はないと思えます。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。
- よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。
- 議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。
- 議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。
- 局 長 事務報告
- 議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
- これをもちまして、第10回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
- ご協力、ありがとうございました。
- 局 長 ご起立願います。
- 局 長 「礼」、お疲れ様でした。
- 閉会時間 (14:25)

署名人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 藤信

委員 森川 雅之

委員 石川 光男